

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

府省庁名 経済産業省

No	13
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>鉱業を営む者が、探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費用に充てた場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>鉱業所得の課税の特例制度の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第58条、同法第59条、同法第68条の61、同法第68条の62、同施行令第34条、同施行令第35条、同施行令第39条の88、同施行令第39条の89、同施行規則第21条の16、同施行規則第21条の17、同施行規則第22条の60において措置された場合、国税との自動連動を図る。)</p>
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号
減収見込額	(初年度) ▲373 (▲2, 713) (平年度) ▲373 (▲2, 713) (単位:百万円)
要望理由	<p>(1)政策目的</p> <p>○金属鉱物資源の安定供給確保</p> <p>金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。</p> <p>○石油・天然ガスの安定供給確保</p> <p>石油・天然ガスは、昨今の中国やインドを中心とした新興国における需要の急増等に伴い、その需給逼迫が懸念され、また、東日本大震災に伴う原子力発電所の運転停止により、我が国の石油・天然ガス需要が増加していることから、我が国企業による石油・天然ガスの自主開発の促進等を通じて、我が国の石油・天然ガスの安定供給の確保を図る。</p> <p>(2)施策の必要性</p> <p>本制度は、事業の継続(鉱物・エネルギー資源の採取)に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度である。</p> <p>最近の資源・エネルギー価格の高騰や資源国における資源ナショナリズムの高まりを受け、我が国産業にエネルギーや原材料を供給する資源・エネルギー産業は近年その公益性を増している。近年では工業製品の高度化が進展し、従来以上にレアメタル等安定供給の重要性が増しており、その安定供給は電機、自動車等我が国主要産業の将来を左右する可能性がある。</p> <p>このような背景の下、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」(平成23年12月) ・「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月) ・「エネルギー基本計画」(平成22年6月) ・「資源確保戦略」(平成24年6月) ・「日本再生戦略」(平成24年7月) <p>において謳われているところである。</p>

昨年のレアアース危機に見られるように、我が国産業にとって鉱物資源安定供給確保は喫緊の課題である。海外探鉱準備金は、海外における鉱物の自主開発を強力に推進することを目的として創設されたが、当時の自主開発とは、探鉱開発能力を持った企業(国内鉱業者)が、海外に鉱山子会社(海外自主開発法人)設置し、当該企業の鉱山から産出される鉱石の半分以上を引き取ることを想定していた。しかし、現状、このような条件に合致している海外鉱山は3鉱山に留まる。

これは、

- ・経済的に利用できる国内資源が枯渇、国内に鉱山を所有する非鉄鉱山会社が減少し、技術力担保のための国内鉱山所有要件を満たすことは困難。
- ・60年代と現在の2度に渡る資源ナショナリズム及び非鉄メジャーのM&A進展により、非鉄メジャーと我が国鉱山企業との規模の差が拡大したことにより、権益マジョリティを確保することが困難になってきている。

等のためである。

近年、我が国企業の形態も変化してきており、三井金属と日鉱金属が、銅に特化したPPC社を設立、住友商事がポリビアにおいて鉱山を経営、素材メーカーでもある岩谷産業が豪州にて探鉱開発を実施するなど、探鉱開発事業者も多様化してきている。また、海外鉱山への出資も外資規制やJV企業、特に非鉄メジャーとの力関係により、マジョリティを確保することは困難になってきている。一方で、出資比率以上の鉱石を我が国に供給していることも多い。

このため、所要の見直しを行い、海外探鉱準備金の拡充を図ることとする。これにより、従来からの鉱山企業に加え、素材メーカーや製造メーカーの上流部門への投資を誘導することにもつながり、我が国の資源の安定供給確保を強力に推進することとなる。また、鉱業法は国内で採掘できる鉱種を定めているが、産業が必要とする鉱物は鉱業法の範囲を超え、多様化していることから、鉱種の拡大を図ることとする。

本要望に
対応する
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策																													
	政策の達成目標	<p>(1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。 ※自給率:基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p>																													
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)																													
	同上期間中の達成目標	<p>○金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発促進し、自給率の向上を図る。</p> <p>○石油・天然ガス 探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。</p>																													
政策目標の達成状況	<p>(非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、2030年までにベースメタルの自給率80%、レアメタル50%を達成する。 〔鉱物資源の自給率〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・銅</td> <td>48.8%(達成率61.0%)</td> <td>54.2%(達成率67.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>19.6%(達成率49%)</td> <td>22.6%(達成率57%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率80%を達成する。 〔ウランの自主開発比率〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ウラン</td> <td>6.2%(達成率7.7%)</td> <td>9.6%(達成率12%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鉄鉱石</td> <td>17.8%</td> <td>20.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため中期的に自主権益比率60%程度を目指す。 〔石炭の自主権益比率〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・石炭</td> <td>43.7%(達成率72.8%)</td> <td>47.0%(達成率78.3%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成23年度	・銅	48.8%(達成率61.0%)	54.2%(達成率67.8%)		平成20年度	平成23年度		19.6%(達成率49%)	22.6%(達成率57%)		平成19年	平成23年	・ウラン	6.2%(達成率7.7%)	9.6%(達成率12%)		平成19年	平成23年	・鉄鉱石	17.8%	20.8%		平成19年	平成23年	・石炭	43.7%(達成率72.8%)	47.0%(達成率78.3%)
	平成19年度	平成23年度																													
・銅	48.8%(達成率61.0%)	54.2%(達成率67.8%)																													
	平成20年度	平成23年度																													
	19.6%(達成率49%)	22.6%(達成率57%)																													
	平成19年	平成23年																													
・ウラン	6.2%(達成率7.7%)	9.6%(達成率12%)																													
	平成19年	平成23年																													
・鉄鉱石	17.8%	20.8%																													
	平成19年	平成23年																													
・石炭	43.7%(達成率72.8%)	47.0%(達成率78.3%)																													

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(1) 石油・天然ガス 今後、国内案件に加えて、中東・東南アジア・北米における石油・天然ガスの探鉱が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる。</p> <p>(2) 金属鉱物 既存案件の他、数件の銅、レアアース及びレアメタルの探鉱(チリ、ペルー、豪州、カナダ、フィジー)が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本措置により、探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国資源・エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p> <p>(1) 石油・天然ガス 取崩額に対する探鉱投資額の比率は約6割となっており、平成20年度には19.6%であった自主開発比率が、平成23年度には22.6%と着実に上昇しており、本税制による措置は有効であると考えられる。</p> <p>(2) 金属鉱物 取崩額に対する探鉱投資額の比率は、非鉄金属では8割以上となっており、我が国の銅鉱石の自給率は平成17年度46%だったものが、平成23年度には54%に上昇しており、本制度は有効であると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目 意外の税制上の 支援措置	海外投資等損失準備金
	予算上の措置等の 要求内容及び金額	<p>(1) 石油・天然ガス ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) (平成24年度予算額:276億円)</p> <p>(2) 金属鉱物・ウラン ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 (平成24年度予算額:60億円)</p> <p>・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金) (平成24年度予算額 :9億円)</p>
	上記の予算上の 措置等と 要望項目との 関係	<p>上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発企業等を直接的に支援するものである。</p> <p>一方、減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期点に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による(次に自主開発鉱山・油田等の)探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p>
	要望の措置の 妥当性	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は企業自らの意思により利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度であることから、補助金等より政策手段としての的確。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	○探鉱準備金																																																						
			21年度	22年度	23年度																																																		
利用企業	石油		8	9	10																																																		
	非鉄・非金属鉱業		28	23	27																																																		
準備金積立額 (億円)	石油		254	290	324																																																		
	非鉄・非金属鉱業		47	63	67																																																		
準備金取崩額 (億円)	石油		318	293	247																																																		
	非鉄・非金属鉱業		62	56	59																																																		
特別控除額 (億円)	石油		200	165	125																																																		
	非鉄・非金属鉱業		29	34	41																																																		
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	○海外探鉱準備金																																																						
			21年度	22年度	23年度																																																		
利用企業数	非鉄金属鉱業		1	0	1																																																		
	準備金積立額 (億円)		0.2	0	0.9																																																		
準備金取崩額 (億円)		39	0	1.8																																																			
特別控除額 (億円)		0	0	0																																																			
※石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会を対象とした調査による。																																																							
前回要望時の達成目標	(1)石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げることとした政策目標に対し、平成20年度から平成23年度までで、19.6%から22.6%へと推移した。本制度の活用により、自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。 (2)金属鉱物 我が国の銅鉱石の自給率は平成17年度46%だったものが、平成23年度には、54%に上昇しており、本制度により、自給率はさらに向上すると見込まれる。 鉄鉱石は、平成19年度以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成21年から開始されたことにより、今後、同鉱山における生産量は増加が見込まれ、これにより自主開発比率は上昇する効果が見込まれる。																																																						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>鉱山開発は初期探鉱から操業までに10年～15年を要する。また、鉱石の輸入量は景気動向により大きく左右されことから、自主開発比率は常に向上していくというわけではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油</td> <td>自主開発比率</td> <td>18.9%</td> <td>15.8%</td> <td>18.5%</td> <td>17.9%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>石油・天然ガス(注)</td> <td>自主開発比率</td> <td>—</td> <td>19.6%</td> <td>23.1%</td> <td>23.5%</td> <td>22.6%</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自給率</td> <td>48.8%</td> <td>47.6%</td> <td>49.6%</td> <td>52.5%</td> <td>54.2%</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>17.8%</td> <td>21.1%</td> <td>22.9%</td> <td>20.3%</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>6.2%</td> <td>5.7%</td> <td>6.7%</td> <td>11.0%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>自主開発比率</td> <td>43.7%</td> <td>40.7%</td> <td>48.6%</td> <td>44.0%</td> <td>47.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しに伴い、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。</p>								H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	石油	自主開発比率	18.9%	15.8%	18.5%	17.9%	18.1%	石油・天然ガス(注)	自主開発比率	—	19.6%	23.1%	23.5%	22.6%	銅鉱石	自給率	48.8%	47.6%	49.6%	52.5%	54.2%	鉄鉱石	自主開発比率	17.8%	21.1%	22.9%	20.3%	20.8%	ウラン	自主開発比率	6.2%	5.7%	6.7%	11.0%	9.6%	石炭	自主開発比率	43.7%	40.7%	48.6%	44.0%	47.0%
		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																	
石油	自主開発比率	18.9%	15.8%	18.5%	17.9%	18.1%																																																	
石油・天然ガス(注)	自主開発比率	—	19.6%	23.1%	23.5%	22.6%																																																	
銅鉱石	自給率	48.8%	47.6%	49.6%	52.5%	54.2%																																																	
鉄鉱石	自主開発比率	17.8%	21.1%	22.9%	20.3%	20.8%																																																	
ウラン	自主開発比率	6.2%	5.7%	6.7%	11.0%	9.6%																																																	
石炭	自主開発比率	43.7%	40.7%	48.6%	44.0%	47.0%																																																	

	<p>年度 要望等の内容</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)</p>
	<p>昭和43年度 延長(2年間)</p>
	<p>昭和45年度 延長(1年間)</p>
	<p>昭和46年度 延長(3年間)</p>
	<p>昭和49年度 延長(3年間)</p>
	<p>昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p>
	<p>昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準: 15%→14%)</p>
	<p>昭和52年度 延長(3年間)縮減(準備金収入金額基準: 14%→13%)</p>
	<p>昭和55年度 延長(3年間)</p>
	<p>昭和58年度 延長(3年間)</p>
	<p>昭和61年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成 元年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成 4年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成 7年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成10年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成13年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準: 13%→12%)</p>
	<p>平成16年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成19年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成22年度 延長(3年間)</p>
	<p>平成25年度 延長要望(3年間)及び拡充要望</p>